

被災家屋等撤去工事及び廃棄物運搬業務委託概要

1. 委託名 被災家屋等撤去工事及び廃棄物運搬業務委託 (NO.27,28)

2. 委託箇所 熱海市伊豆山字倉沢地内

3. 解体規模 (解体対象) 概要

| | | | |
|-----|-------|----------------------|----------------------|
| 建築物 | 棟 NO | 27 | 28 |
| | 構造 | 木造 | 木造 |
| | 階数 | 1 階 | 2 階 |
| | 延べ床面積 | 36.43 m ² | 68.68 m ² |
| その他 | | 家屋一部残存 (対象) | 家屋残存 (対象) |
| | | 基礎解体なし (対象外) | 基礎解体あり (対象) |
| | | アスベスト要調査 | アスベスト要調査 |
| | | | |

4. 廃棄物運搬業務概要

1) 搬出場所 熱海市熱海字笹尻 1804-70 外 笹尻災害廃棄物仮置場

2) 搬出手順

- (1) 解体廃棄物は可能な限り分別し、車両に積込を行う。
- (2) 熱海市エコ・プラント姫の沢にて計量し災害廃棄物仮置場に搬出する。
- (3) 搬出後、熱海市エコ・プラント姫の沢にて空車の計量を行う。

5. その他

- 1) 解体工事後、建物取壊証明書を作成すること。
- 2) アスベストが含まれていることが判明した場合は、委託者・受託者協議にて対応する。
- 3) 建物及び基礎解体時において、法面や石垣、周辺道路等の支えとなっている場合は、委託者・受託者協議において残地とする。
- 4) 本委託業務については「災害廃棄物処理事業」として執行されるものであり、「災害等廃棄物処理事業の取扱いについて(環循適発第 22040117 号令和 4 年 4 月 1 日付)」にて明記されているものが対象であり、被災家屋以外に係る外構、駐車場、樹木、浄化槽等は原則対象外 (基礎等の解体に伴い同時に解体しなければならないものを除く。) とする。
- 5) 本概要書に明記無き事項について疑義が生じた場合、委託者・受託者協議にて対応する。